

令和6年度

第 2 回 総 合 教 育 会 議

会 議 録

令和6年12月5日開催

会 議 録

開催日時	令和6年12月5日(木) 午後1時30分 開会 午後1時49分 閉会	
場 所	旭川市役所 総合庁舎 7階 大会議室 A	
出席者	構 成 員	市長 今津 寛介, 教育委員会教育長 野崎 幸宏 教育委員 伊東 義晃, 教育委員 山崎 與吉 教育委員 坂田 葉子
	事 務 局	総合政策部長 熊谷 好規 総合政策部次長 北嶋 一雅
	教育委員会 事務局職員	学校教育部長 坂本 考生 学校教育部次長 中瀬 恭子 学校教育部次長 末木 良典 学校教育部主幹 工藤 秀敏
	市長部局 職員	いじめ防止対策推進部長 石原 伸広 いじめ防止対策推進課長 鎌田 博文
傍 聴 者	5人	
公開・非公開の別	公開	
会 議 次 第	1 いじめの重大事態に係る再調査の結果を踏まえた対応について 2 その他	

内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
総 合 政 策 部 長	《 開 会 》 定刻になりましたので、これより、令和6年度第2回旭川市総合教育会議を開会いたします。 はじめに、本日の資料について確認いたします。 まず、次第が1枚。このほか、事前に御配付しております資料1から資料3となります。不足等はないでしょうか。 それでは、開会に先立ちまして、市長から一言御挨拶を申し上げます。 本日は、お忙しい中、教育委員の皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 前回9月17日の総合教育会議では、いじめ問題再調査委員会による調査結果について共有するとともに、再調査報告書の内容を踏まえ、市長部局と教育委員会双方において「旭川モデル」の取組の更なる充実に向けて検討を進めることについて確認したところです。 本日は、再調査委員会からの提言を踏まえた今後のいじめ防止対策の方向性と取組について共通理解を図ることにより、「旭川モデル」の一層の推進に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 総 合 政 策 部 長 それでは、旭川市総合教育会議運営要綱第3条に基づき、ここから先は市長に進行をお願いします。

市長
学校教育部長

それでは、協議に移りたいと思います。いじめの重大事態に係る再調査の結果を踏まえた対応について、説明をお願いします。

本年9月13日、旭川市いじめ問題再調査委員会から報告書が公表されました。報告書では、いじめの早期発見及びいじめの認知、いじめを発見するアンテナ、いじめの対処、いじめの重大事態と学校の対応、いじめの重大事態と教育委員会、いじめの防止の6項目について、29の具体的な再発防止の提言をいただきました。

廣瀬さんの事案では、令和4年9月、旭川市いじめ防止等対策委員会による調査報告書が公表されて以来、当該委員会からの指摘を踏まえ、これまでのいじめ対策を抜本的に見直し、都度、評価検証を行いながら対策を講じてまいりました。

特に、令和5年4月に、専門部署として、いじめ防止対策推進部が新設されてからは、いじめの疑いを含む学校からの全件報告と情報の一元管理、緊急支援チームの学校派遣による初動対応の徹底、専門職による児童生徒や保護者へのきめ細かな相談支援、指導主事といじめ対策コーディネーターによる学校への指導助言や支援まで、学校、教育委員会、市長部局が一体となって、前例のないいじめ防止対策「旭川モデル」の取組を、着実に実行に移してきております。

資料1から資料3では、再調査委員会の報告書で示された提言と、先の対策委員会による提言を踏まえた取組と評価検証、今後の再発防止対策の方向性と取組を整理しております。資料1では、再発防止対策を「新規」、「強化」、「継続」に分け、主な取組の概要を記載しておりますので、教育委員会所管分について、順次、御説明いたします。

新たな対策では、心理士を活用した児童生徒への聴き取り手法に関する教職員研修や、包括的性教育に係る取組の推進、情報モラル教育の充実に取り組みます。また、いじめ防止対策推進部と共に不登校児童生徒への支援を進めてまいります。

次に、強化する対策です。まずは、教職員研修を強化し、教職員の資質能力の向上を図ってまいります。具体的には、再調査報告書における再発防止の提言内容や想定事例への演習を通じ、事案の背景を踏まえた対処や児童生徒間の謝罪に係る適切な対応について、教職員の理解を深めてまいります。

性的ないじめ事案への対処では、新たに「危機対応マニュアル」を作成し、新年度から各学校での運用を開始いたします。また、障害のある全ての児童生徒を対象に個別の教育支援計画を作成し、学校や関係機関との情報共有に際して「すくらむ」をより有効活用できる環境を整え、発達特性に応じた支援を迅速、適切に講じてまいります。

3つ目は、継続する取組です。これまでの取組については、学校現場における働き方改革推進の視点に立ち、教職員の負担軽減を図りつつ、持続可能な対策としていくことが重要であります。日常的ないじめ対策コーディネーターの関与をはじめ、学校だけでは解決が困難な事案では、弁護士や心理士から専門的知見を速やかに活用できるよう、市長部局とともにしっかりと体制を確立し、学校の対応を支援してまいります。

また、再調査報告書では、学校、市教委の組織的な対応の不十分さについて、多くの指摘がありましたことから、各学校のいじめ対策組織の体制や対応の改

善充実に向けて、指導の徹底を図っているほか、困難ケースの認知や解消に当たっては、市職員も参加し、早期対応の支援を行ってきております。

最後に、対策の実施時期についてです。新規及び強化とした対策については、新たな仕組みの構築が必要なものもあることから、市長部局と十分に協議しながら検討を進め、新年度当初からの実施を目指して取り組んでまいります。

いじめの重大事態に係る再調査結果を踏まえた再発防止対策案のうち、いじめ防止対策推進部が所管する事項について、御説明申し上げます。

再調査報告書においては、いじめ防止対策を学校だけに留めることなく、教育委員会、さらに自治体がリーダーシップをとって積極的にいじめ対策に当たることについて、提言がなされております。

それでは、資料1に基づき、いじめ防止対策推進部の所管に関わる事項について、御説明申し上げます。

まず、新規の対策についてであります。〔1〕専門的知見を活用できる体制整備」につきましては、令和7年度から、新たに精神科医や警察官経験者を活用し、いじめの被害児童生徒や加害児童生徒に対する支援の強化を図ってまいりたいと考えており、必要な予算措置や専門的人材の確保に向けた調整等の準備を進めてまいります。

〔3〕不登校児童生徒への支援」につきましては、様々な事情から既存の取組では支援につながらない児童生徒への支援の充実を図ってまいりたいと考えており、新たに学習支援や居場所づくりに向けて、必要な予算措置や関係機関との調整等の準備を進めてまいります。

次に、継続の対策についてですが、〔4〕弁護士や心理士を活用した教職員研修の充実や学校への専門的な助言による支援」につきましては、市長部局に配置している専門的人材の活用による取組を進めており、引き続き、学校現場が必要とする支援の把握に努めるとともに、効果的な事例の周知を図るなど、更なる活用の促進に取り組んでまいります。

〔5〕学校、教育委員会、市長部局との情報の一元化を徹底した対策の推進」につきましては、週1回、全職員が参加して実施するいじめ対策会議において、学校からの報告により教育委員会が把握した事案と児童生徒や保護者等からの相談・通報により、いじめ防止対策推進部が把握した事案に係る学校の対応状況について、情報共有を図り、支援方針の協議を行っているところであり、昨年度は51回の会議を開催しております。今後も、引き続き、こうした取組による対策の徹底に努めてまいります。

〔6〕教育委員会と市長部局の職員で編制する緊急支援チームの学校派遣による初動対応の徹底」につきましては、いじめ防止対策推進部に相談のあった事案などにつきまして、学校訪問により、事実関係の確認や学校の対応への指導助言などを行っており、昨年度は、延べ65校に職員を派遣したところであります。今後も引き続き、この取組により、重大化の防止や再発防止の徹底を図ってまいります。

〔9〕市の相談窓口や多様なツールによるいじめ事案の積極的な把握」につきましては、令和5年4月にいじめ・不登校専門の相談窓口を設置し、児童生徒や保護者等からの相談・通報に対応しており、電話やメールのほか、市内小中学校の全児童生徒に年3回配付している案内チラシによる手紙相

		談に加え、チャットやWebフォームなど、多様なツールを活用したいじめの積極的な把握を図るとともに、いじめの解消等、問題解決に至るまで心理面や福祉面の支援を継続的に行っているところです。 また、新たな取組などの推進については、多額の財政負担を伴うことから、引き続き文部科学省やこども家庭庁等の関係省庁に対し、財政支援の要望を継続的に行っていくとともに、新たな基金の創設等の取組についても、併せて進めてまいりたいと考えております。 いじめ防止対策推進部の所管に係る事項の説明は以上です。よろしくお願いいたします。
市	長	ただ今、学校教育部といじめ防止対策推進部それぞれより再調査の結果を踏まえた対応について、説明がありました。委員の皆様から御発言などございますか。
山崎	委員	本日示された再発防止対策は、再調査報告書の提言を踏まえ、これまでの取組を検証し、今後の方向性と取組を構築されたものであり、旭川市がいじめ防止対策の核となるものと捉えています。 こうした対策を、全ての児童生徒の安心・安全な生活につなげていくためには、学校、教育委員会だけではなく、市長部局と一体となって、確実に実行に移していく必要があります。引き続き、しっかりと連携を図り、着実に取組を進めていただきたいと思います。
坂田	委員	いじめの問題は、学校や教育委員会だけの問題ではなく、様々な専門家の知見を生かしながら、適切に対処していくことが大切です。 これまでの心理士や弁護士に加え、新たに精神科医の活用も予定されていると伺いました。学校だけでは対応ができない困難な事案が増えてきており、たいへん有効な取組だと感じています。ぜひ実現していただきたいと思います。
伊東	委員	近年のいじめは、SNSなどインターネットを介したものが増えており、その対象は低年齢化しております。情報モラルを育ていくためには、子どもたちがインターネットを安全に活用する力を身に付けられるよう、取組を進めることも重要と考えており、日常的・継続的に学校と家庭との連携が展開されていくことを期待しています。 法に基づいて、いじめへの対応を行うことは、学校の責務であります。一方で、学校では日々、様々な業務を抱えており、限られた教職員で対応しているのが実状です。 継続する取組として、いじめ対策専門の教職員の配置など人員体制の強化に係る国及び道への要望が示されています。既に市長からは、国に対し、要望されていると伺っておりますが、引き続き、お力添えをお願いいたします。
市	長	それでは、私から、再調査の結果を踏まえた対応について、お話をさせていただきます。 再調査委員会の提言を踏まえた再発防止対策については、いじめ防止対策に関する庁内推進会議における協議を経て、「旭川モデル」のこれまでの成果と今後の方向性について整理がなされました。 これまでの「旭川モデル」の施策により、いじめの積極的な把握やいじめを受けた児童生徒への支援が進められてきているところですが、本日の協

各 委 員	ありません。
総 合 政 策 部 長	それでは, 以上をもちまして, 令和 6 年度第 2 回旭川市総合教育会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。 《 閉 会 》